平成 25 年５月 28 日

各　位

会　社　名　株式会社アイロムホールディングス
代表者名　代表取締役社長　森　豊隆
（コード番号　2372　東証第一部）
問合せ先
役　　職　専務執行役員　社長室長
氏　　名　小島　修一
電　　話　03-3264-3148

株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり株式分割を決議するとともに、単元株制度の採用ならびに定款の一部変更について平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 16 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

１．株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更の目的

当社は、全国証券取引所が平成 26 年４月１日までに売買単位を 100 株または 1,000 株に集約することを踏まえ、単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用することにいたしました。また東京証券取引所は、有価証券上場規程第 445 条において望ましい投資単位の水準を５万円以上 50 万円未満と定めていることから、現在の当社株価の水準を踏まえ、単元株制度の採用とあわせて当社株式１株につき 10 株の割合をもって分割する株式分割を実施し、当社株式の投資単位当たりの金額を、東京証券取引所の定める望ましい投資単位の水準に移行させることにいたしました。

２．株式分割の概要

（１）分割の方法

平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 16 回定時株主総会において下記定款の一部変更の件が承認されることを条件に、平成 25 年 9 月 30 日（月）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、１株につき 10 株の割合をもって分割いたします。

（２）分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数　　935,142 株（平成 25 年３月末時点）
今回の分割により増加する株式数　8,416,278 株（注１）
株式分割後の発行済株式総数　　9,351,420 株（注１）
株式分割後の発行可能株式総数　37,281,680 株

（注 1）平成 25 年３月末時点の発行済株式総数に基づく株式数であり、新株予約権の行使等により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

（３）分割の日程

基準日公告　平成 25 年９月 13 日（金）
基　準　日　平成 25 年９月 30 日（月）
効力発生日　平成 25 年 10 月１日（火）

（４）新株予約権行使価額の調整

株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の１株当たりの行使価額を平成 25 年 10 月１日(火)以降、以下のとおり調整致します。

区分	調整前行使価額	調整後行使価額
平成 16 年６月 25 日定時株主総会決議に基づく新株予約権	83,334 円	8,334 円
平成 21 年６月 26 日定時株主総会決議に基づく新株予約権	6,000 円	600 円

３．単元株制度の採用

（１）新設する単元株式の数

平成 25 年６月 27 日開催予定の第 16 回定時株主総会において下記定款の一部変更の件が承認されることを条件に、単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

（２）新設の日程

効力発生日　平成 25 年 10 月１日（火）

（参考）平成 25 年９月 26 日（木）をもって、東京証券取引所における売買単位は１株から 100 株に変更されることになります。

（３）上記株式分割および単元株制度の採用に伴い単元未満株式が生じることになることから、それら単元未満株式の買取り、または買増しを当社に請求できる制度を平成 25 年 10 月１日以降実施いたします。

４．定款の一部変更について

（１）変更の理由

① 全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため、100 株を１単元とする単元株制度の採用を行います。なお、当社は、東京証券取引所有価証券上場規程第 445 条が望ましい投資単位の水準を５万円以上 50 万円未満と定めていること等から、現在の当社株価の水準を踏まえ、単元株制度の採用とあわせて１株を 10 株に分割する株式分割も実施いたします。

② 本定款の一部変更議案は、平成 25 年 10 月１日を効力発生日として、①の単元株制度を採用し単元株式数を 100 株とするため、第９条（単元株式数）を新設するものであります。また、単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第 10 条（単元未満株式についての権利）及び第 11 条（単元未満株式の買増し）を新設し、これらに伴い現行定款第９条以下の条数をそれぞれ繰り下げるものです。

③ また、①に記載のとおり、当社は単元株制度の採用とあわせて株式分割を行うこととし、平成 25 年５月 28 日開催の取締役会におきまして、平成 25 年６月 27 日開催予定の第 16 回定時株主総会で本定款の一部変更議案が承認されることを条件として、かつ平成 25 年 10 月１日を効力発生日として、１株を 10 株に分割する株式分割を実施することを決定いたしました。これに伴い、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第５条を変更するものです。

④ 公告方法について、インターネットの普及を考慮し、利便性向上及び公告手続きの合理化のため、現行定款第４条に定める公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものです。

⑤ 現行定款第５条の変更及び第９条から第 11 条までの新設並びにそれに伴う条数の変更の効力発生日を定めるため附則第１条を設けるものです。

（2）変更の内容（下線は変更部分です。）

現行定款	変更定款案
第１章　総則	第１章　総則
（公告方法）	（公告方法）
第４条　当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	第４条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
第２章　株式	第２章　株式
（発行可能株式総数）	（発行可能株式総数）
第５条　当会社の発行可能株式総数は、3,728,168株とする。	第５条　当会社の発行可能株式総数は、37,281,680株とする。
第６条～第８条（条文省略）	第６条～第８条（現行どおり）
	（単元株式数）
（新設）	第９条　当会社の単元株式数は、100株とする。
	（単元未満株式についての権利）
（新設）	第10条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 ①　会社法第189条第2項各号に掲げる権利 ②　会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 ③　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 ④　次条に定める請求をする権利
	（単元未満株式の買増し）
（新設）	第11条　当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数とあわせて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。ただし、当会社が売り渡すべき自己株式を保有していないときはこの限りではない。
第９条～第47条（条文省略）	第12条～第50条（現行どおり）
	（附則）
（新設）	第１条　第５条の変更、第９条乃至第11条の新設およびそれに伴う条数の変更の効力発生日は平成25年10月１日とする。 ②　本附則は、前項の効力発生日をもって削除する。

（3）日程

定款変更のための株主総会開催日　　平成25年6月27日（木）

以　上